

# 道路の除雪作業にご協力を！

本格的な降雪期を迎え、国・県・町では車の通行を確保するため、道路の除雪作業を行います。

作業がスムーズに行えますように、皆様のご理解とご協力をお願いします。

○路上駐車をしないでください  
たった1台の路上駐車のために、除雪車が前に進めず除雪ができなかったり、作業が遅れたりすることがあります。また、救急車や消防車などの緊急自動車の通行を妨げることもなります。

○道路に雪を出さないでください  
除雪車が通った後の道路脇に残った雪を道路に出すと、交通障害や夜間の路面凍結など、交通事故の原因になることがあります。

○玄関前の雪処理は各家庭・地域でお願いします

除雪車が通った後、通路への出入り口には押し寄せられた雪が残りますが、出入り口の除雪処理は、各家庭・地域の皆さんでお願いします。

○障害物は撤去してください  
車庫の前や車道のふちに置いてある鉄板や木材などは、除雪車を破損させたり、除雪作業を妨げたりするのを取り除いてください。(道路部分に無許可で置いてあるものは、破損しても補償できません)

○早朝、深夜の除雪作業にご理解ください  
早朝や深夜の除雪作業は、除雪車のエンジン音や振動で迷惑をおかけしますが、ご理解ください。

## 町民の皆さんへ

お願い

道路にはみ出した樹木を伐採してください！

道路や歩道へ、樹木や枝が民地（山林含む）からみ出て、歩行者や自動車等の通行に支障となっている箇所があります。また、台風や突風で樹木が折れた場合は、交通の支障となる場合もあり大変危険です。事故を未然に防ぐためにも、民地からはみ出た樹木や倒木は早めの伐採をしていただきますよう、ご理解のほど宜しくお願いします。

道路上に樹木が出ていますと、このような危険があります。

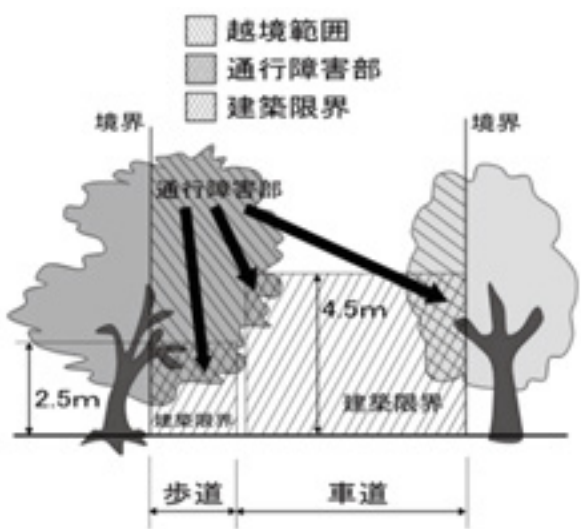
・樹木が標識を隠してしまい、運転者が必要な情報を得ることが出来ず、交通事故がおきる可能性があります。

・樹木が歩道に覆いかぶさると歩行者が車道を歩か

なければならなくなり、その結果交通事故がおきる可能性があります。又、運転者側としても、歩道のしげみの影から急に歩行者が現れ、発見が遅れるため大変危険です。

・毛虫や木の実などが上から落ちてきて歩行者がけがをするおそれがあります。

・自動車（特に大型車）が樹木にあたって車が傷ついたり、折れた枝が道路上に散乱して危険です。



★建築限界とは……  
道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に通行の障害になる物（樹木・看板等）は置いてはならない、と規定されています。（道路法30条・道路構造令12条）

問い合わせ先  
産業建設課  
073-1562